

# BSE検査体制の変更のお知らせ

**令和6年4月1日から**BSE検査の対象牛が変わります。  
それに伴い、本県の検査体制を見直します。

**死亡前に歩行困難又は起立不能があった牛は届出対象です**

## 変更のポイント

- 進行性のBSEが否定できない症状を呈する死亡牛(全月齢)が検査対象となります。**  
(歩行困難、起立不能等の症状があっても治療に反応し症状が緩和されたなどの場合は検査対象とはなりません。)
- 化製場に併設されたBSE検査所を閉所します。**  
(検査対象牛は、獣医師が指示するまで(株)熊本蛋白ミール公社へ搬入できません。)

## 死亡牛の届出及び検査対象牛の取扱いに関するお願い

- 死亡前に歩行困難又は起立不能があった牛は死亡牛処理整理票兼届出書による届出が必要です。
- 獣医師は、生前の症状の進行性や治療への反応性を踏まえ、フロチャートにより検査対象又は対象外を判断します。**
- 死亡牛処理整理票兼届出書のBSE検査対象又は対象外にチェック(☑)し、**生前情報(症状、治療歴など)を必ず記入してください。**
- 検査対象牛は、指定日に(株)熊本蛋白ミール公社へ搬入できます。獣医師は、牛の移動前に当該農場の管轄家保へ連絡してください。**
- 搬入日時は、獣医師から牛の所有者へ連絡してください。

**不明な点がございましたら、お問合せください**

中央家畜保健衛生所 Tel 0964-28-6021 城北家畜保健衛生所 Tel 0968-46-2075

阿蘇家畜保健衛生所 Tel 0967-22-0041 城南家畜保健衛生所 Tel 0966-22-3814

天草家畜保健衛生所 Tel 0969-22-3668